

令和3年度事業計画

新型コロナウイルス感染症は日本をはじめ世界中に影響を及ぼしております。その影響は一過性のものではなく、人々の生活や事業のあり方そのものにも変革をもたらしており、新たな生活様式となって社会に急速に拡大しております。その変化は国民の生活のみならず、土地家屋調査士業務に直結するものであり、その変化に則した業務を積極的に行っていく必要があります。

令和2年8月1日より施行されました土地家屋調査士法の一部を改正する法律の附帯決議において、土地家屋調査士の研修制度充実に配慮することが決議されました。日本土地家屋調査士会連合会では、専門家責任と高い職業倫理の確立のため、令和3年度より5年に1度の研修受講を義務とする年次研修制度が開始されます。本研修の開催計画及び運営を当会が担うこととなり、新たな研修会が滞りなく実施できるよう進めてまいります。また、研修制度の充実にあたっては、昨年度導入しました「Zoom」によるWEB研修システムについてより一層の充実を図ると共に、情報通信技術の導入に抵抗のある会員向けの方策等を検討し、研修受講の促進につなげてまいります。

土地家屋調査士法の一部改正によって懲戒権者が法務大臣となったことに対応するため、日本土地家屋調査士会連合会会則第68条の2において、土地家屋調査士が業務を行うにあたっては、職務規程の遵守が規定され、令和2年度に土地家屋調査士職務規程が制定されました。同規程第12条に規定される要領として新たに「土地家屋調査士業務取扱要領」が運用開始されました。本会としましては、研修会等を通じて同要領の周知徹底を図ってまいります。

オンライン登記申請については、完全オンライン申請（調査士報告方式）の周知、啓発に努めると共に、細やかなフォロー体制の構築等を通じてオンライン登記申請の促進につなげてまいります。

広報活動では、継続して実施しております次世代の担い手である若年層への制度広報として会員事務所でのインターンシップ学生受入れ、大学等での寄付講座への講師派遣等のこれまでの制度広報に加えて、職業選択の動機付けとなるようなPRを行ってまいります。

本会会務運営については、適正かつ効率的な運営を念頭に進めてまいります。また、新型コロナウイルス感染症により従来の方法からの変革を求められる事業等が多数あると思われませんが、新たな契機と捉えて積極的に活動を行ってまいります。

本年度も土地家屋調査士の社会的責務を念頭においた諸事業を計画実施し、地位向上を図ってまいりますので、会員各位におかれましてもご理解とご協力をお願いいたします。

1 品位保持及び事故防止のための指導並びに連絡

- 土地家屋調査士法その他関係法令の遵守徹底を図ります。
- 会則の遵守、土地家屋調査士業務取扱要領、倫理規程の実践徹底を図ります。
- 戸籍謄本等職務上請求書用紙の厳正な取扱い及び管理の励行を図ります。
- 日常業務に関する情報の迅速な伝達に努めます。
- 個人情報保護に関する方針に基づき、個人情報の機密性・正確性の確保に努めます。
- 会員の業務に対する苦情等を適切に処理します。

2 本会業務執行体制の整備・充実

- 会務の円滑化のため、迅速かつ適切な業務執行に努めます。
- 会員数の減少による今後の組織運営、効率的な会務ができるよう努めます。
- 事務局業務の円滑な運営に努めます。
- グループウェアの有効活用を努めます。

3 非土地家屋調査士対策

- 非土地家屋調査士活動の監視を強化し、その防止に努めます。

4 関連団体との連携強化

- 土地家屋調査士関連団体との連絡協議会を開催し、制度の充実に向けた情報交換及び連携強化を図ります。
- 神戸地方法務局、兵庫県司法書士会との三者協議会を通じて不動産登記制度に関する諸問題等について協議を行います。

5 情報の収集

- 日本土地家屋調査士会連合会、同近畿ブロック協議会との情報共有の充実を図ります。
- 10士業による自由業団体連絡協議会を通じて情報収集を行います。

6 危機管理体制の整備、充実

- 災害発生時の対応に向けた情報収集を行います。
- 危機管理体制の充実、強化を図ります。

7 会館の適正管理、有効活用

- 中長期的な修繕計画の制定及び修繕に関する精査を行います。
- 会議、研修会における会館の有効活用を図ります。

8 その他

- 会員業務に資する目的で日本加除出版が運営する先例・通達、図書閲覧等がインターネット上で行えるシステムであるリーガルガーデンの活用促進を図ります。
- 会員手帳を製作して会員に配布します。

財 務 部

- 1 予算の適正かつ効率的な執行に努めます。
- 2 会費の公正かつ効率的な徴収を行います。
- 3 会費未納者に対する延滞金徴収実施に向けた検討を行います。
- 4 共済制度の適正な運用を図ります。
- 5 親睦事業を開催します。
- 6 連合会が行う親睦事業に協力します。
- 7 支部が行う親睦事業に対する助成を行います。
- 8 会員の健康診断に対する助成を行います。
- 9 会員に対して全国国民年金基金土地家屋調査士支部への加入勧奨を行います。

業 務 部

- 1 業務の指導・連絡及び業務改善に関する企画立案、関連法規の研究
 - 法務局と表示登記研究会・事務連絡会を行います。
 - 業務に役立つ研修会を企画します。
 - 報酬額・業務委託契約に関する調査・研究を行います。
 - オンライン申請に関する指導・利用促進に努めます。
 - 業務取扱要領の改定について研究を行います。
 - 不動産登記規則第93条調査報告書の適正な運用のため、研究・指導を行います。
- 2 業務に関する情報・資料の管理
 - 関係官庁からのデータ収集及び管理を行います。
 - 基準点管理システムの有効利用に努めます。
- 3 その他業務関連事業
 - 地籍問題研究会に参加し情報収集を行います。

広 報 部

- 1 各種メディアを活用し、土地家屋調査士の社会的地位の向上に繋がる、効果的な広報活動を実施します。
- 2 会報誌「調査士 兵庫」の発刊及びウェブサイト・SNS等を通じ、土地家屋調査士の社会的使命等を広く対外に発信します。
- 3 ミニ会報誌「HYOGO+PLUS」の発刊及びウェブサイトを通じ、会員へ対しての迅速な情報伝達・共有を行います。
- 4 各種相談会が広報活動であるとの意識付けを行い、事前広告の充実など、広報面を意識した相談会の実施（支部への助成）及び支部広報事業を支援します。

- 5 土地家屋調査士の認知度向上、職業選択への動機付けに繋がる、学生及び若年層に向けた広報事業を実施します。
- 6 2022年版カレンダーの製作・購入希望者への頒布、配布先の拡充を図ると共に新たな広報グッズを製作します。
- 7 土地家屋調査士制度制定70周年記念事業の総括を行います。

研 修 部

- 1 本会の実施する研修会について
 - 関係法令、制度等の変更に伴い必要となる研修会について、各部・委員会と連携した研修会を実施します。
- 2 連合会の実施する研修会について
 - 土地家屋調査士研修制度実施要領に定める義務研修（新人研修・年次研修）、特別研修、またその他中長期的研修について、連合会が効率的に効果的な手段により実施できるよう協力します。
- 3 測量技術向上に向けた研修会について
 - 技術対策委員会と連携し、14条地図作成、地籍調査等事業に参画・従事できる実施計画・測量技術の向上を図るため測量研修会を実施します。
- 4 新入会員に向けた研修会について
 - 新入会員を対象とした研修会を実施します。
- 5 センターひょうごにおける研修会について
 - 境界問題相談センターひょうごにおける手続き及び制度理解、並びに手続き実施者の能力向上に向けた研修を支援します。
- 6 土地家屋調査士CPD制度について
 - CPDポイント情報の公開・運用について研究を行います。

社会事業部

- 1 境界問題相談センターひょうごの活動を支援します。
- 2 筆界調査委員・所有者等探索委員の資質向上に向けた活動を行います。
- 3 公共嘱託登記等の受託推進に向けた活動を行います。
- 4 地籍問題研究会において部員を派遣し報告します。
- 5 災害支援、防災、減災について活動を行います。
- 6 空き家問題対策についての活動を行います。
- 7 社会貢献に関する活動支援を行います。

技術対策委員会

- 1 測量基礎講座（新人向け）に測量の基礎座学、機械の据え付け練習、野外実習、計算図化等の指導を行います。
- 2 継続測量研修会（経験者向け）にVRSを使用した基準点の設置を目的とした計画から計算までの指導を行います。
- 3 登記基準点の設置及び認定に関する指導を行います。

境界問題相談センターひょうご

- 1 センターの利用促進につながる効果的、且つ、効率的な運営を行います。
- 2 関与構成員のスキルアップ、会員への制度説明に向けた研修を計画します。
- 3 利用促進に繋がる広報活動を行います。